

依頼先
月形環境センター

本町のし尿および単独浄化槽汚泥については、奈井江浄化センターで近隣の12市町と共同処理を行っています。施設を効率的に運営するため、月形環境センターから奈井江浄化センターへの搬入時間や量は制限されています。このため、皆さんから依頼があつても、すぐに対応できないことが予想されますので、汲み取りの依頼は、10日程度の余裕をもって、左記の依頼先へご連絡ください。

**NEWS
くらし
つて**
**し尿の汲み取り
依頼は余裕をも**

まちの お知らせ

問合せ先 8 (担当者携帯)
53・2323 住民課生活環境係

080・1893・3208

**NEWS
くらし
年末年始の公共施設
休業のお知らせ**

施設名	電話番号	休業期間
役場	53・2321	12月31日(水)～1月5日(月)
町立病院	53・2241	12月30日(火)午後～1月5日(月)
保健センター	53・3155	12月31日(水)～1月5日(月)
ごみ収集・衛生センター	53・2022	12月31日(水)～1月4日(日)
交流センター	37・2210	12月31日(水)～1月5日(月)
総合体育館	53・3443	12月30日(火)～1月5日(月)
図書館	53・3677	12月30日(火)～1月5日(月)
多目的アリーナ	37・2110	12月31日(水)～1月5日(月)

年末年始にあたり、町内各公共施設の休業期間は次のとおりとなります。
役場 12月31日(水)から来年1月5日(月)まで休業します。
休業期間中でも、役場に日直者が待機していますので、出生届などは受け付けます。

※12月30日(火)午前は内科診療を実施します
交流センター 休業期間中に使用したい場合は、窓口(月形町社会福祉協議会 53・2928)まで申込みください

保健センター 役場と同様に休業しますが、緊急の場合は、役場の日直者にご相談ください。担当者から折り返しご連絡します
町立病院 休業期間中でも救急時には受診することができます

12月25日は
納期限です
町・道民税 第4期
国民健康保険税 第6期
後期高齢者医療保険料
介護保険料

～2025年の納付期限一覧表～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	6月2日					
固定資産税	6月2日	7月31日	9月30日	12月1日		
町・道民税	6月30日	9月1日	10月31日	12月25日		
国民健康保険税	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日
後期高齢者医療保険料	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日
介護保険料	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日

自衛官募集 ~可能性にチャレンジ~

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL・IP53・2321

募集種目	受験資格	受付期限
第6回自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月末日現在、33歳に達していない方）	令和8年2月2日
第7回自衛官候補生		
陸上自衛隊高等工科学校生徒	男子で中卒（見込含）17歳未満の方	令和8年1月15日

NEWS くらし 書の廃止について

町税などを口座振替で納付された方に、毎年1月に「口座振替済通知書」を送付しておりますが、経費削減および省資源化の推進のため、令和7年度（令和8年1月）より「口座振替済通知書」の送付を廃止します。

預貯金通帳にてご確認ください。

対象町税など 町道民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料
問合せ先 住民課税務係 ☎ 53・2323

NEWS 公表 月新水道企業団情報 公開・個人情報保護制度の運用状況について

令和6年度の個人情報取扱事務登録件数、情報公開請求および個人情報の開示などの請求件数は次のとおりでした。

○登録件数 9件

○情報公開請求 0件

○個人情報開示請求 0件

問合せ先 月新水道企業団 ☎ 53・2365



▲(左)皆木土木部担当部長、高橋現場代理人、渡部現場代理人、新沼常務執行役員

伊藤組土建株式会社は、月形中学校敷地内にある樹木の伐採工事を実施し、通学路の安全確保と環境改善に多大な貢献をされました。

11月4日、伊藤組土建株式会社が行つた地域貢献活動に対する感謝状が手渡されました。

NEWS 感謝状 伊藤組土建株式会社 地域貢献活動に感謝

NEWS 贈呈 月形町百歳高齢者へ敬老祝品を贈呈

9月29日に皆川セツさん、10月14日に高橋梅子さんと佐々木キヨエさんに敬愛と感謝の意を表し、町から慶祝状と祝品を贈呈しました。



100歳のお祝いとして3名に、内閣総理大臣からお祝い状と銀杯が贈呈されました。

NEWS 学童保育所 の 一時利用 が できます

学童保育所（交流センター内）では、一時的な施設の利用ができますので、ご希望の方は下記までお申し込みください。

利用できる方

保護者のけがや病気、出産、親族の介護などで一時的に家庭での保育が困難な方、日中の就労により、家庭での保育が困難な方

※継続して事業所などにより雇用されている方は、通常保育をご利用ください

利用可能日数

各月10日間まで（保護者のけがや病気、出産、親族の介護等の場合）、就労による場合は各月5日間まで

※就労による場合でも、夏・冬・春休み期間中は各月10日間まで利用できます

※利用可能日数以上の利用を希望される場合は、通常保育をご利用ください

申込期限

利用希望日の**8日前**まで

※けがや病気などの緊急の場合はご相談ください。長期休業期間の利用の場合、休みに入る**14日前**までにお申し込みください

保育料

日額360円（別途運営費1日100円）

利用可能時間

平日 12:00（下校時）～18:30

土曜日・長期休業期間など 7:30～18:30
(日曜、祝日を除く)

申込・問合せ先

保健福祉課保健係（保健センター内）☎53・3155
Eメール：hoken@town.tsukigata.hokkaido.jp



令和8年月形町二十歳を祝う会

一月形町地域おこし協力隊 隊員就任－初めまして－

新しい隊員の方が就任されましたので紹介します

この度月形町の地域おこし協力隊（農業研修員）に採用いただきました、樺野 充・孝子です。本州から札幌に移り住み、その後もさまざまご縁があって、ここ月形町で新たなチャレンジのきっかけをいただきました。インターン活動中も役場や農家の皆さん、協力隊の先輩方、そしてご近所の皆さんにもとても親切にしていただき、ここでなら新規就農目指して頑張っていけると想いを強くしているところです。

今後の活動を通じて沢山の方とお知り合いになり、ご縁の輪を広げ、またこれまでにいたいたいご恩返しをしていけたらと思っています。

精一杯取り組んで参りますのでどうぞよろしくお願いします。



次のとおり二十歳を祝う会を開催します。町外にお住まいの方でも、希望される方は出席できますので、左記まで問合せください。

日時	令和8年1月10日(土)
場所	交流センター
対象者	平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの方



月形消防出初式

次のとおり出初式を開催します。

日時	令和8年1月5日(月)
場所	消防月形支署前、交流センター
※午後1時に消防団員招集の大サイレンを鳴らしますので、火災とお間違えのないようお願いします	

月形花図鑑 9

こんにちは。

月形町地域おこし協力隊の石原絢子です。

こちらのコーナーでは、月形町で生産されているお花を詳しくご紹介しています。

今回はかすみ草について掘り下げてみます。かすみ草の主な原産地は、地中海沿岸、ヨーロッパ、アジアに広く分布しています。特に、観賞用として流通しているものの多くは、コーカサス地方やシベリアなど、やや乾燥した地域を原産としています。日本の気候にも比較的適応しやすいため、世界中で愛され、栽培されています。

「フィラフラワー」の代表で長く名脇役だったかすみ草ですが、今から15年ほど前でしょうか。かすみ草だけのウェディングブーケや会場装花、リースまでかすみ草だけのデザインがブームに。その頃私は札幌でブライダル専門のアトリエにいたので、来る日も来る日も、かすみ草だけのブーケや花冠、テーブル装花を作り続けておりました。身を持ってかすみ草ブームを感じました。

確かその頃は月形町でも、かすみ草が盛んに生産されていたはずです。品質の良い月形町産のかすみ草は、全国でも引き合いの強い人気者でした。今はブームも一段落しましたが、まだまだ人気のかすみ草。現在は月形町で生産されている農家さんは、いらっしゃらないかと思います。

花言葉は「感謝」「永遠の愛」「幸福」といった深い愛情を伝える意味が多いです。花束にかすみ草が添えられるのは、ただ美しいからだけではなく、「あなたの清らかな心に感謝します」「愛は永遠です」というロマンチックなメッセージが込められているからかもしれません。

学名について調べると興味深い説がありました。学名は*Gypsophila elegans*（ギプソフィアエレガンス）「Gypsophila」は「gypsos（石灰）」と「philos（愛する）」を組み合わせたものです。これは、かすみ草が石灰質の土壤を好んで育つ性質に由来しているそうです。

雪の粒のような白い小花の集合体である、かすみ草。学名に秘められた強靭な生命力と、花言葉の「永遠の愛」。原産国である地中海沿岸の乾いた空気の中で、ひたむきに咲き続けた歴史が、この花を身近に感じさせる魅力かもしれません。

次にかすみ草を見かけたら、その可憐な姿の奥にある強さを感じてみてください。



除雪体制が決まりました

朝～7:30までに車線を確保

【委託業者】町道および各公共施設～月形事業協同組合

【除雪方法】除雪作業の目安は、**10～15cm以上の降雪があった場合**です。

ただし、降雪が少なくとも風雪により交通が確保できない恐れのあるときは作業を行います。

※今シーズン除雪運転手および助手が大幅に変更しています。除雪作業が不慣れのため、ご迷惑をお掛けすることがあるかと思いますが、安全運行に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします

【町雪捨場】月形町1034 番地先(赤川4)

【国道・道道夜間排雪に伴うダンプの走行ルート】

○往路～町道須部都橋線から町道円山三号線(横山建設工業さん前)を走行

○復路～町道円山二号線(月形高校、役場前)を走行

町の雪捨場について

町内道路の排雪や町民の皆さんのお雪のための雪捨場(赤川4)は図のとおりです。また、国道や道道の夜間排雪に伴う走行ルートについても図のとおりです。皆さんのご理解とご協力を願っています。

雪捨場の利用について

一般の雪捨場の利用については、町の除雪が終了後の利用となります。

事業所の雪捨場の利用については、利用前に一度月形町へご連絡をお願いします。



※雪捨場内の事故につきましては、一切の責任を負いかねますのでご了承ください

※注意事項※

- 道路や歩道への雪出しあはやめましょう
- 除雪車で道路を除雪した後、各家庭の出入り口には車道の雪の一部が堆積することがあります
これらの間口の雪処理については、各家庭で行っていただくようご理解とご協力を願います
- 除雪車と出会ったら、早めに待避し、近寄らないようにしましょう
- 道路敷地に隣接している破損しやすい物(窓ガラスやシャッターなど)に板などの覆いをするようにしましょう
また、破損する恐れのある物を路上に放置しないようにしましょう
- 路上駐車は、除雪や通行の妨げとなり危険ですのでやめましょう
- 道路敷地付近の構造物などには、赤布を付けるなど明示しましょう
- 通学児童や生徒のいるご家庭は、除雪車に対して十分に注意するよう指導をお願いします

除雪に関する
問合せ先

国道→ 札幌開発建設部札幌道路事務所 ☎0133-23-2074 (国道275号)

国道緊急ダイヤル ☎#9910

道道→ 札幌建設管理部岩見沢出張所 ☎26-3011 (道道岩見沢月形線、月形厚田線など)

札幌建設管理部当別出張所 ☎0133-23-2220 (道道月形幌向線)

町道その他除雪全般→ 農林建設課土木管理係 ☎53-2322

月形事業協同組合 ☎53-2851 (担当:福居建設株式会社)

除雪センター ☎53-2758

月形町地域公共交通だより

第12号



月形当別線・月形浦臼線・岩見沢月形線の年末年始の運行ダイヤについて

月形当別線と月形浦臼線は今年度より、12月31日から1月2日まで運休となります。

また、令和7年4月より運行を開始した岩見沢月形線も同様に、12月31日から1月2日まで運休となります。

	12月29日	12月30日	12月31日	1月1日	1月2日	1月3日
月形当別線 月形浦臼線	通常ダイヤ	通常ダイヤ	運休	運休	運休	土日祝日ダイヤ
岩見沢月形線	土日祝日ダイヤ	土日祝日ダイヤ	運休	運休	運休	土日祝日ダイヤ

冬休みにおでかけ！！路線バスお試し乗車券交付事業について

7月より町内に在住の児童および生徒に対し、公共交通に慣れ親しんでもらうことを目的として、各路線バスの往復運賃に相当する「路線バスお試し乗車券」を交付しています。利用期間が令和8年1月31日までとなっていますので、冬休みにおでかけの際はぜひご利用ください。

○対象者

町内に住所を有する小学5年生から中学3年生までの児童および生徒

○対象路線

月形当別線（とべ～る号）、月形浦臼線（かばと～る号）、岩見沢月形線（つきみ～る号）

○期間

令和7年7月1日(火)から令和8年1月31日(土)

○申請

乗車日の前に、申請書を企画振興課へ提出してください。

※申請書および事業の詳細は、右記QRコードよりご確認ください

※申請は、年度内1度のみとなります



月形町ホームページ

花の里こども園年長児が社会見学でつきみ～る号に乗車

10月17日に花の里こども園年長児8名が社会見学に向かうため、岩見沢月形線（つきみ～る号）を利用しました。

花の里こども園では毎年、年長児の社会見学に合わせ、「公共交通に乗る方法を体験すること」を一つの目標にし、路線バスやJRなどの公共交通を利用しています。

園児たちは、バスが来ると、運転手さんに「おねがいします！」と元気にあいさつした後、月形駅前からバスに乗車し、バスとJRを利用して、目的地の札幌市青少年科学館へ向かいました。



月形町公式LINEから路線バスの時刻表が見られるようになりました

月形当別線（とべ～る号）と月形浦臼線（かばと～る号）、岩見沢月形線（つきみ～る号）の3路線の時刻表が閲覧できます。

手元に時刻表がない時や、お出かけ先でも時刻表の確認が簡単にできますのでご活用ください。

操作手順

- ①月形町公式LINEのトーク画面から、下部にある「メニューをひらく/とじる」を押してください。
- ②メニューが出たら「バス時刻表」を押してください。
- ③路線名が表示されたら閲覧したい路線を押してください。
- ④URLを押して時刻表を確認してください。



問合せ先 企画振興課地域振興係☎ 53・2325 Eメール :chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

～除雪費用の一部を助成します～ 高齢者世帯等除雪費助成事業のお知らせと利用方法について

1 事業概要

除雪を自力で行うことが困難な高齢者等の世帯に対し、町の受託事業者名簿に登録された事業者等に委託した除雪費用の一部を町が助成します。

2 助成対象世帯

- (1) 町内に居住し、次のいずれかに該当する世帯主が助成対象です。また、同一住宅（共同住宅などを除く）に複数世帯が居住の場合は同一の世帯とみなし、対象者は当該複数世帯の世帯主の代表者とします。
- ①世帯全員が70歳以上の世帯
 - ②ふれあい見守り推進事業の対象世帯
 - ③障がい者が属する世帯（18歳以上70歳未満の当該障がい者以外の方が同居する世帯を除く）
 - ④ひとり親世帯（ひとり親と18歳未満の子だけで構成する世帯）
 - ⑤世帯員の病気やけがなどのため、一時的に支援が必要と認められる世帯
 - ⑥その他町長が認める世帯
- (2) 次のいずれかに該当する場合は助成対象外です。
- ①同一住居に世帯を別にする70歳未満の者が同居している世帯
 - ②本助成事業以外で除雪に関する補助を受けているまたは補助を受ける予定がある世帯
(月形町私道除雪費補助世帯は除く)
 - ③町の公租公課を滞納している世帯

3 助成対象範囲

家屋などが所在する敷地内の除雪および排雪



4 助成額など

- (1) 除雪の委託に要する費用の1/2（千円未満切捨て）
(2) 2万円が助成上限額（1シーズン1回限りの申請）

5 申請期日

随時申請受付中 ※利用希望の方はお早めに申請してください

6 利用方法

- (1) 利用希望の方は、申請期日までに保健センターへ申請してください。（印鑑必要）
(2) 申請書の審査後、助成対象者には町から「利用決定通知書」・「助成金交付申請書」・「受託事業者名簿」を送付します。
(3) 助成対象者は、受託事業者登録されている事業者と契約を交わします。
※町内外問わず事業者と契約できます
※受託事業者登録されている近隣住民や家族と契約することが可能ですが、同一住宅の居住者が除雪する場合は助成対象外です
(4) 助成対象者は、契約を交わした事業者に除雪作業を依頼します。
(5) 「助成金交付申請書」（振込先口座の通帳の、口座番号と名義が確認できるページの写しを添付）と「契約書」、事業者が発行する委託料の支払いを証明できる「領収書」を3月31日までに保健センターへ提出することで、助成金が口座へ振り込まれます。

申請・問合せ先

保健福祉課高齢者支援係（保健センター内）☎ 53・3155
Eメール :korei@town.tsukigata.hokkaido.jp

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

■対象となる方

平成31年2月1日以降に出産された国民年金第一号被保険者です。

■国民年金保険料の納付が免除される期間

申請された場合は、国民年金保険料が一定期間免除されます。

※単胎の方：出産予定月（または出産月）の前月から4カ月分

※多胎の方：出産予定月（または出産月）の3カ月前から6カ月分

■申請をするタイミング

出産予定日の6カ月前から申請できます。出産後の申請はいつでもできます。

■すでに該当期間分の保険料を納付している場合

申請された場合は、該当期間分の保険料を後日お返しします。該当期間分の保険料について免除を受けている場合も、保険料を納付したものとして年金額に反映されるので、必ず申請をしてください。

■マイナポータルを利用した電子申請で簡単に手続きができます

マイナポータルを利用した電子申請で24時間365日、マイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードを準備していただき、マイナポータルの利用者登録をしてください。利用者登録が完了すると申請手続きができます。

問合せ先 住民課戸籍保険係☎53・2323 Eメール:jumin_madoguchi@town.tsukigata.hokkaido.jp

退職などにより保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度をご利用ください

■知っていますか？国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業などにより保険料を納めることが難しくなることもあります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

【免除（全額免除・一部免除）制度】

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

【納付猶予制度】

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

■退職（失業など）により納付が困難な方は、特例免除を申請できます

所得の審査対象となる退職（失業など）された方の前年所得をゼロとして審査します。

失業の事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格者通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など）を添付してください。

なお、過去に同一の失業などの理由により免除などを申請し、失業した事実が確認できる証明書類の添付をしたことがある場合は、あらためて添付をする必要はありません。

■令和7年度分の免除・納付猶予制度の申請時期について

令和7年度分（令和7年7月分～令和8年6月分）の保険料の免除・納付猶予の申請は、令和7年7月1日から申請可能です。

■マイナポータルを利用した電子申請で簡単に手続きができます

マイナポータルサイトを利用した電子申請で24時間365日、どこからでも簡単に保険料の免除・納付猶予の申請ができます。マイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードを準備していただき、マイナポータルの利用登録者をしてください。利用者登録が完了すると、申請手続きができます。

問合せ先 住民課戸籍保険係☎53・2323 Eメール:jumin_madoguchi@town.tsukigata.hokkaido.jp

子ども・子育て支援金制度が開始します



「子ども・子育て支援金制度」って何？

- 「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆さんから**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- 支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は17ページをご覧ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません



なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- 子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり、そのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため、**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆さんから拠出いただくこと**としております。



いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが**、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。



※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります



支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが**、**全ての医療保険制度の加入者で平均すると**、



令和10年度で月額 450円（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「**子ども・子育て支援金に関する試算**」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆さんに追加のご負担を求めることのない仕組みとしています



児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4カ月に1回から、2カ月に1回の支給になります。

支給対象	児童手当(月額)	支給対象	児童手当(月額)
0歳～3歳未満	1.5万円	0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円	3歳～小学生	1万円
中学生	1万円	中学生	1万円
高校生		高校生	1万円

※令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、
こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」

の面談と合わせて、

・妊娠届出時に5万円

・妊娠後期以降に

妊娠している

こどもの数×5万円

を支給します。



妊娠届出時5万円
妊娠しているこどもの数×5万円

※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、
子の出生直後の一定期間内に
両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、
保育所等に通っていない0歳6カ月から
満3歳未満のこどもが
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
(こども1人当たり10時間／月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



問合せ先

戸籍保険係☎53-2323 Eメール:kokuhō@town.tsukigata.hokkaido.jp